

宇多津町スポーツ及び文化芸能大会激励金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町におけるスポーツ及び文化芸能の振興を図るため、大会に参加する個人又は団体に対する激励金（以下「激励金」という。）の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる激励金の交付対象大会は、当該各号に定めるところによる。

(1) スポーツ部門交付対象大会

文部科学省又は日本体育協会が主催、共催又は後援する四国大会、全国大会、国際大会。その他町長が適当と認めた大会。

(2) 文化・芸能部門交付対象大会

文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、メディア芸術、伝統芸能、講談、落語、浪曲、漫談、歌唱、生活文化、国民娯楽、その他町長が適当と認める部門での公演、発表、展示等で、文部科学省、文化庁、都道府県及び都道府県教育委員会が主催し、共催又は後援する芸術文化部門の四国大会、若しくは全国規模の大会。

(交付対象者)

第3条 激励金の支給の対象とする個人又は団体は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ部門 町内に住所を有する者、又は町内事業所に勤務し、なおかつ、町内のスポーツ団体に所属する者で当該実施要項等で定められている選手及び出場者、並びに監督、コーチ、指導者とする。

(2) 文化・芸能部門 町内に住所を有する者、又は町内に活動の本拠地を有し、なおかつ、町内の文化・芸能団体に所属する者。

2 その出場種目及び文化・芸能部門を職業として行い、それにより生計を立てている者、学校を代表として公費で出場する者又は県等から旅費等が支給される者を除く。

(激励金の額)

第4条 激励金は、次のとおりとする。

(1) スポーツ部門

① 四国大会 75,000円を限度とし、15人以内の場合は対象人数に5,000円を乗じた額

但し、香川県で開催される場合は、45,000円を限度とし、15人以内の場合は対象人数に3,000円を乗じた額

個人の場合には、団体同様に5,000円とする。

② 全国大会 150,000円を限度とし、15人以内の場合は対象人数に10,000円を乗じた額

但し、北海道、東北地方、沖縄で開催される場合は上記額に1人につき5,000円を加算する。

個人の場合には、団体同様に10,000円とする。

香川県で開催される場合は、

75,000円を限度とし、15人以内の場合は対象人数
に5,000円を乗じた額

個人の場合には、団体同様に5,000円とする。

③ 国際大会の場合は 1人につき30,000円とする。

(2) 文化・芸能部門

① 四国大会 90,000円を限度とし、30人以内の場合は対象人
数に3,000円を乗じた額

② 全国大会 150,000円を限度とし、30人以内の場合は対象
人数に5,000円を乗じた額

香川県で開催される場合は、

90,000円を限度とし、30人以内の場合は対象人数
に3,000円を乗じた額

(激励金交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、大会の開催要項を添えて教育長に対
して交付申請（様式第1号）をしなければならない。

2 激励金の交付申請を単年度に2回以上する団体は、次の激励金の年限度額を
超えては申請できない。また、個人で激励金の交付申請を単年度に複数の大会
に参加する場合には団体同様に限度額を設ける。

年限度額	・団体 四国大会・ブロック大会	100,000円
	全国大会	200,000円
	・個人 四国大会・ブロック大会・全国大会	80,000円

(結果の報告)

第6条 激励金の交付を受けた者は、教育長に対し参加の結果報告をしなければな
らない。

(返還)

第7条 激励金受領後、何らかの要因で当該大会に参加できなかった場合、並びに
不正による申請が確認された場合は、速やかに激励金を返還しなければならない。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業実施に必要な事項は別に定める。

附 則

1. この要綱は平成24年5月10日より施行する。
2. この要綱は平成25年4月1日より施行する。
3. この要綱は平成27年4月1日より施行する。
4. この要綱は平成28年4月1日より施行する。